鎌ケ谷市消費生活センターかわらばん第18号 理解度チェック

(広報かまがや令和5年12月1日号掲載)



【事例】

【悪質なリフォーム業者にご注意ください】

「お宅の屋根が剥がれている」と業者が訪ねてきた。業者は近所で同じような屋根工事をしているので、今なら足場代が安くなると言い、屋根に登り写真を撮って見せてくれた。思っていた以上に屋根が傷んでいたので、200万の屋根工事の契約をした。しかし、自分は高齢で支払いの目途が立たず、息子がローンを銀行で組み、息子の名義で再契約をすることになった。

業者が10日後に来訪し、まだ銀行のローンの審査中にも関わらず、契約書に 署名捺印するように強引に迫ってきたため、息子は署名捺印してしまった。強引 な方法を不安に思った息子から解約したいと言うと「クーリング・オフ期間が過 ぎているのでダメだ」と言われた。契約書を読むと息子が署名捺印した日付では なく、最初に自分が契約した日付であった。

【アドバイス】

- 「お宅の屋根が気になって」「瓦がずれてます」と見ず知らずの人が訪ねて 来たら注意しましょう。
- ・屋根に登って写真を撮って見せられたとしても、本当に自宅の屋根の写真か どうかはわかりません。
- 契約する前には、複数の業者から見積を取ることが重要です。
- ・訪問販売の場合は、契約後8日以内であれば、クーリング・オフが可能な場合や、期間を過ぎても、販売方法や説明に問題がある場合、解約できる可能性があります。

【問題】

今回の事例では、契約書に記載されている日付からクーリング・オフ期間を数えるので、契約書に記載されている日から8日過ぎているので、クーリング・オフはできない。

【答え】 ×

原則、契約日は、署名押印がなされた日からとなります。 また、期間を過ぎても契約書に不備がある場合、解約できる可能性があります。

身に覚えのない請求や、不審な電話・メールなど、お困りの際は 鎌ケ谷市消費生活センターにお気軽にご相談ください。

場所:鎌ケ谷市役所2階 商工振興課内

電話:047-445-1246

時間:平日(土日祝日・年末年始除く) 10時~12時 13時~16時

